

答申第 784 号

情公第 3244 号

令和 6 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 6 月 7 日付けで諮問された特定業務委託に関する文書一部非公開の件（諮問第 885 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和4年3月22日付け行政文書公開請求に対し、別紙2のとおり行政文書を特定し、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年3月22日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別紙1に掲げる文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対して、実施機関は、令和4年4月5日付けで、別紙2に掲げる行政文書を対象文書として特定し、当該行政文書に含まれる情報の一部が条例第5条第1号及び同条第4号に規定する非公開情報に該当することを理由に行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年4月21日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、実施機関が非公開とした全ての情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 行政文書一部公開決定通知書の「公開することができない部分及び理由」のうち、法人名については、当該の見積公募資料として「情報公開請求がなされた場合は、見積徴収先として会社名を公開することがありますのでご了承ください。」との記載があり、法人は公開されることを前提に公募に応じている。よって公開が可能である。
- (2) 実施機関は非公開の理由について、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、そもそもこの見積については公募という形で、

神奈川県の入札に関するホームページなどでも公開しているものである。他の入札では当然開札の情報も開示されている。また、この事業評価については今後、入札が予定されている案件である。入札に対する公正性を担保するためには、むしろ個人情報を除いた部分すべてを公開することによって事業の適正な遂行となる。よってこの処分は不当である。

- (3) 実施機関は、弁明書において、「条例第5条第4号柱書に該当する」としているが、当該条例には入札等についての規定はない。よって法人名はこの条文には該当しない。それは、特定業務委託の特記事項として記載された「情報公開請求がなされた場合は、見積徴収先として会社名を公表することがありますので、ご了承ください。」を見ても明らかである。また、この特記事項に対する弁明はないことから、法人名の公開について認めたことは明らかである。
- (4) そもそも当該情報公開の請求は、見積公募に対してなされたものであり、まだ実施されていない工事系委託の入札とは別の案件である。それを今後行われるであろう入札案件を理由に公開をしないのは、著しく不当である。
- (5) また、そのことを差し置いても「入札参加有資格者が判明する」という弁明は、入札時の競争性の確保とは全く関係ない。むしろ見積公募に見積書を提出したことを工事系委託の入札条件にすることこそが競争性の確保に反している。積算基準は公開されることを前提とすれば、見積公募に参加していない業者も工事系委託の入札に参加可能とすることが競争性の確保である。もし、積算基準が見積公募参加者のみの公開であるならばそれこそ競争性と全く矛盾するものである。
- (6) あわせて、特定業務委託の見積仕様書では、「打合せ協議は、業務着手時、中間時2回、最終報告時の計4回とし、都度打合せ記録簿を作成する。」としていて、法人名の公開がなされなければ、入札の透明性、公正性などに対する疑義につながる。

#### 4 実施機関（担当：県土整備局横須賀土木事務所）の説明要旨

(1) 別紙2に掲げる文書4及び文書5に記載された担当者名は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(2) 本件処分により公開した行政文書は、特定業務委託の設計金額を積算するにあたり、標準となる歩掛がないことから実施した、見積公募に係る文書であり、本件非公開情報を公開すると、その後に発注する特定業務委託の予定価格を入札公告前に積算することが可能となる。

また、特定業務委託のように見積公募を実施した工事系委託の発注にあたっては、見積公募に見積書を提出したことを入札参加条件としているため、入札参加有資格者が判明することとなる。これらのことから、入札公告前に、本件非公開情報を公開した場合、入札時の競争性が確保されず、入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

#### 5 審査会の判断理由

実施機関は、本件非公開情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報及び同条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定を行っていることから、以下、当該決定の妥当性について検討する。

(1) 条例第5条第1号本文（個人に関する情報）該当性について

実施機関は、別紙2に掲げる文書4及び文書5に含まれる法人の担当者氏名を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開とした。

そこで検討すると、当該情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報とも認められないことから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由

に非公開としたことは妥当である。

(2) 条例第5条第4号柱書（事務等に関する情報）該当性について

ア 当審査会が確認したところ、別紙2に掲げる文書1から文書4までの各行政文書は、次のようなものであることが認められる。すなわち、①文書1は、実施機関が特定業務委託において採用した、作業項目に係る人員数である歩掛（以下「採用歩掛」という。）が記載された文書であり、②文書2は、実施機関が各法人から提出された各見積書に記載された数値を集計して採用歩掛を決定した算定プロセスが記載された文書であり、③文書3は、各法人から提出された各見積書の数値を実施機関が所定の様式に転記した文書であり、④文書4は、各法人から実際に提出された見積書である。

実施機関は、これらの行政文書に含まれる情報のうち、採用歩掛及びこれに労務単価を乗じて算出した金額並びに各法人から提示された個別の歩掛及びこれに労務単価を乗じて算出した金額（以下これらを「歩掛関連情報」と総称する。）を、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行っている。これに対し審査請求人は、入札に対する公正性を担保するためには、むしろ個人情報を除いた部分すべてを公開することが事業の適正な遂行となる旨、主張している。

そこで検討すると、採用歩掛は、公表されている労務単価を乗じることによって、入札手続で用いられる予定価格を導き出すことができる数値であることから、採用歩掛を入札前に公開すれば、入札時の競争性が確保されず、入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。

以上のことから、実施機関が、歩掛関連情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報として非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 次に、別紙2に掲げる文書2から文書5までの各行政文書には、特定業務委託の見積公募に応じて見積書を提出した法人の名称、担当部署名、法人の電話番号、FAX番号及びメールアドレス（以下

これらを「法人関連情報」と総称する。)が記載されていることが認められる。

実施機関は、法人関連情報を入札前に公開することで、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としている。これに対し審査請求人は、見積公募資料では、「情報公開請求がなされた場合は、見積徴収先として会社名を公開することがありますのでご了承ください。」との記載がある以上、法人はその名称が公開されることを前提に公募に応じているため、公開可能である旨、主張している。

そこで、当審査会が実施機関に対し、法人関連情報を入札前に公開することで、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した理由について改めて確認したところ、特定業務委託の入札手続は、指名競争入札の方式で行われるところ、入札前の段階で入札参加有資格者を明らかにすれば、入札に参加する法人同士が事前に受注する法人や金額等を決めて適正な競争が行われなくなるおそれがあるため、同号に該当すると判断した旨の説明があった。かかる説明を踏まえれば、法人関連情報を入札前に公開することで、入札時の競争性が確保されず、入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。

以上のことから、実施機関が、法人関連情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は種々主張するが、上記審査会の判断を左右するものではない。

## 6 附言

当審査会が本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、実施機関が条例第5条第1号及び同条第4号に該当すると判

断した理由の記載が、単なる条文の引用にとどまるものとなっており、各号に該当すると判断した具体的な理由の記載が認められなかった。

かかる理由付記は、実施機関に非公開理由の付記を義務付けた条例第 10 条第 3 項の趣旨、すなわち、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えるという趣旨に反するものといわざるを得ない。もっとも、審査請求人は、理由付記の不備については争っておらず、あくまで非公開情報の公開を求めていること等に鑑みれば、本件処分は取り消すまでには至らないものの、今後、実施機関が行政文書公開請求に対して非公開決定を行うにあたっては、条例第 10 条第 3 項の上記趣旨を踏まえ、条例上の非公開情報に該当すると判断した具体的理由を付記することを徹底するようここに附言する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 3 のとおりである。

別紙 1 (行政文書の公開請求の内容)

特定業務委託に対する書類一式



別紙 2 (特定文書一覧)

対 象 文 書		本件非公開情報
文書 1	採用歩掛	作業項目に係る人員数
文書 2	見積集計	法人名、作業項目に係る人員数
文書 3	特定業務委託	法人名及び作業項目に係る人員数
文書 4	見積書	法人名、担当部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス 作業内容、作業区分、業務項目に係る人員数及び金額
文書 5	質問書	法人名、担当部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス
文書 6	見積公募資料	—

別紙 3

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 6 月 7 日 ( 収 受 )	○ 諮 問
令和 6 年 1 月 22 日 ( 第 234 回 部 会 )	○ 審 議
令和 6 年 2 月 26 日 ( 第 235 回 部 会 )	○ 審 議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
小沢 奈々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和6年3月18日現在）（五十音順）